



平成 19 年 3 月 14 日

各 位

東京都新宿区西新宿六丁目 10 番 1 号  
株式会社フォーサイド・ドット・コム  
代表取締役 安嶋 幸直  
(JASDAQ・コード:2330)  
問い合わせ 取締役経営統括本部長兼 CFO 川崎雅嗣  
T E L 03-5339-5820 (IR 問合せ窓口)

## 定款の一部変更についてのお知らせ

当社は、平成 19 年 3 月 14 日開催の当社取締役会において、平成 19 年 3 月 30 日開催予定の定時株主総会に、定款変更を下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号。以下「整備法」という)、「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)等が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり変更を行うものです。

- ① 社外取締役、社外監査役の職務遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有能な人材の招聘を容易にするものであります(変更案第 35 条第 2 項)。なお、第 35 条第 2 項の社外取締役に係る規程の新設につきましては、全監査役の同意を得ております。
- ② 「整備法」により定款に定めがあるとみなされた事項について、所要の規定を新設、変更等、文言の整理等を行うものです。
- ③ 上記の他、「会社法」の規定に合わせて、文言の修正、引用条文の変更等、所要の変更を行うものです。
- ④ その他、条文の新設に伴い、条数の調整を行う等、規定の整備を行うものです。  
なお、「整備法」に定める経過措置の規定により、平成 18 年 5 月 1 日付で、当社定款には、以下の定めがあるものとみなされております。
  - ・ 当社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く旨の定め。
  - ・ 当社は、株券を発行する旨の定め。
  - ・ 当社は、株主名簿管理人を置く旨の定め。

#### 2. 定款変更の内容

別紙記載の通り。

#### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日	平成 19 年 3 月 30 日(金)
定款変更の効力発生日	平成 19 年 3 月 30 日(金)

以 上

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、電子公告によって行う。ただし、やむを得ない事由により電子公告することができない場合は、日本経済新聞に掲載してこれを行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式及び端株</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社が発行する株式の総数は、6,238,000株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式を減ずる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 (条文省略)</p> <p>(端株の買増請求)</p> <p>第7条 (条文省略)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第8条 当社の発行する株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載又は記録、端株の買取及び買増請求の取扱、その他株式及び端株に関する手続き並びに手数料は、取締役会の定める規程による。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、電子公告によって行う。ただし、やむを得ない事由により電子公告することができない場合は、日本経済新聞に掲載してこれを行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式及び端株</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、6,238,000株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>(端株の買増請求)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)の権利行使、株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料は法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>

現行定款	変更案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、株式及び端株につき名義書換代理人を置く。</p> <p>② 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>③ 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び端株原簿並びに株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、届出の受理、端株の買取及び買増請求の取扱等株式及び端株に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、</u>当社においては、これを取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>② <u>株主名簿管理人</u>及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>③ 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び端株原簿並びに株券喪失登録簿は、<u>株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびに備え置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、</u>当社においては、これを取扱わない。</p>
<p>(基準日)</p> <p>第10条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第12条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第13条 (条文省略)</p> <p>(決議等の要件)</p> <p>第14条 (条文省略)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 (条文省略)</p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 (条文省略)</p>	<p>(基準日)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>(決議等の要件)</p> <p>第16条 (現行どおり)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <p>(議事録)</p> <p>第18条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第17条 (条文省略) (選任) 第18条 (条文省略) ② 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u>  ③ (条文省略) (任期) 第19条 (条文省略) (代表取締役及び役付取締役) 第20条 取締役会の決議により、<u>当社を代表すべき取締役若干名を定める。</u> ② 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を定めることができる。 (取締役会) 第21条 (条文省略) (報酬) 第22条 取締役の報酬及び退職慰労金は、<u>株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第19条 (現行どおり) (選任) 第20条 (現行どおり) ② 取締役の選任決議は、<u>株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u>  ③ (現行どおり) (任期) 第21条 (現行どおり) (代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、<u>その決議により、当社を代表すべき取締役若干名を選定する。</u> ② 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を選定することができる。 (取締役会) 第23条 (現行どおり) (報酬等) 第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行上の対価として当社から受ける財産上の利益は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第5章 監査役及び監査役会 (員数)</p> <p>第23条 (条文省略) (選任)</p> <p>第24条 (条文省略) ② 監査役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</p> <p>(補欠監査役の選任)</p> <p>第25条 (条文省略) ② 補欠監査役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</p> <p>③ (条文省略)</p> <p>④ (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第26条 (条文省略) (常勤の監査役)</p> <p>第27条 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第28条 (条文省略) (監査役会の決議方法)</p> <p>第29条 (条文省略) (監査役会の議事録)</p> <p>第30条 (条文省略) (監査役会規程)</p> <p>第31条 (条文省略) (報酬)</p> <p>第32条 監査役の報酬及び退職慰労金は、<u>株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p>	<p>第5章 監査役及び監査役会 (員数)</p> <p>第25条 (現行どおり) (選任)</p> <p>第26条 (現行どおり) ② 監査役の選任決議は、<u>株主総会</u>において、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもってする。</p> <p>(補欠監査役の選任)</p> <p>第27条 (現行どおり) ② 補欠監査役の選任決議は、<u>株主総会</u>において、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもってする。</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>④ (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第28条 (現行どおり) (常勤の監査役)</p> <p>第29条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第30条 (現行どおり) (監査役会の決議方法)</p> <p>第31条 (現行どおり) (監査役会の議事録)</p> <p>第32条 (現行どおり) (監査役会規程)</p> <p>第33条 (現行どおり) (報酬等)</p> <p>第34条 監査役の報酬、<u>賞与その他の職務執行上の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="157 237 496 294">第6章 役員等の損害賠償責任 (役員等の責任免除)</p> <p data-bbox="144 302 396 358">第33条 (条文省略) (新 設)</p> <p data-bbox="157 629 421 685">第7章 計 算 (事業年度)</p> <p data-bbox="144 693 396 750">第34条 (条文省略) (剰余金の配当等)</p> <p data-bbox="144 758 396 814">第35条 (条文省略) (配当金の除斥期間)</p> <p data-bbox="144 822 396 845">第36条 (条文省略)</p>	<p data-bbox="582 237 920 294">第6章 役員等の損害賠償責任 (役員等の責任免除)</p> <p data-bbox="568 302 832 325">第35条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="611 333 974 616">② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役又は社外監査役（これらの地位にあった者を含む。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、当該契約による責任限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする。</u></p> <p data-bbox="582 629 845 685">第7章 計 算 (事業年度)</p> <p data-bbox="568 693 832 750">第36条 (現行どおり) (剰余金の配当等)</p> <p data-bbox="568 758 832 814">第37条 (現行どおり) (配当金の除斥期間)</p> <p data-bbox="568 822 832 845">第38条 (現行どおり)</p>